倫理法・倫理規程セルフチェックシート
（新採用・一般職員用⑧　解答・解説）

答え合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「倫理法」とは国家公務員倫理法を、「倫理規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説などもご参考ください。

番　号	正 解	解　　説
1	×	倫理法・倫理規程の適用対象となる「職員」は、国家公務員法に規定する一般職に属する国家公務員（委員、顧問、参与等で常勤を要しないものを除く。）です（倫理法第２条第１項）。非常勤職員であっても、諮問的な官職である委員、顧問、参与などを除けば、勤務時間の長短にかかわらず、倫理法・倫理規程の適用対象となります。
2	×	同一府省内の職員は、「利害関係者」には含まれないと解しています（平成12年７月４日国家公務員倫理審査会事務局首席参事官通知）。
3	○	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けることは禁止されています（倫理規程第３条第１項第３号）。 しかし、調査等の職務のために訪問した際に利害関係者から文房具や電話・FAXを借用する場合のように、職務を円滑に遂行する上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便益の供与は認められています（倫理規程第３条第２項第３号）。
4	○	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることは禁止されており（倫理規程第３条第１項第４号）、利害関係者から提供される自動車に同乗することは原則として認められませんが、倫理規程第３条第２項第４号により、①職務により訪問していること、②提供される自動車は利害関係者が業務等で日常的に利用していること、③周辺の交通事情やその他の事情に鑑みると提供される自動車の利用に相当性があること、の全ての要件を満たしている場合は、利害関係者の自動車に同乗することは認められています。③については、公共交通機関はあるものの、利害関係者から提供される自動車を利用する方が公共交通機関を利用するよりも移動に要する時間を30分程度以上短縮することができる場合にも認められるところ、本問の場合には、利害関係者の車に同乗するとバスを利用するより待ち時間を含めて45分短縮できる状況にあることから、③の要件を満たします。①も職務であり、②も社用車であることから要件を満たしており、利害関係者利害関係者の自動車に同乗することが認められます。
5	×	他の職員が倫理規程違反によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり享受したりすることは禁止されています（倫理規程第７条第１項）。本問の場合、上司がその利害関係者から受け取ったお菓子であることを知りながらそれを食べてしまうと、食べてしまった職員も倫理規程違反となります。 本問のように、職員が倫理規程違反をしていると疑われる場合には、所属府省等の倫理事務担当者に相談したり、倫理審査会の公務員倫理ホットラインに相談・通報をお願いします。

番　号	正 解	解　　説
6	×	利害関係者から供応接待を受けることは禁止されています（倫理規程第3条第1項第6号）。ここでいう「供応接待」とは、供応（酒食を提供しもてなすこと）と接待（客をもてなすこと）の両方を含んでおり、「接待」については、スポーツの観戦や、映画・演劇の鑑賞への招待など、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般がこれに該当します。
7	×	倫理規程第4条第1項では、私的な関係がある利害関係者との間においては、例外的に倫理規程上の禁止行為を行うことができるとされています。しかし、これは、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況、行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限られています。このため、昔からの友人・知人であっても、必ずしも「私的な関係」がある者との間における禁止行為の例外に該当するとは限りません。 例えば高校を卒業して以来疎遠となっていた間柄で10数年ぶりに再会したような場合や職員が担当する業法の免許申請を行っているときのように利害関係が強い場合は、「私的な関係」がある場合の例外に当たらず禁止行為に該当するおそれがあります（倫理規程第4条第1項）。
8	×	利害関係者から物品等を購入し、物品等の貸付けを受け、サービスの提供を受ける際に、それらのために支払う対価が購入等の時点の時価よりも著しく低いときは、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされます（倫理規程第3条第3項）。このため、本問の場合、倫理規程第3条第1項第1号の禁止行為（利害関係者からの金銭の受領）に該当するおそれがあります。
9	×	倫理規程第7条第2項においては、自分や自己の所属府省の他の職員が倫理法等に違反していることが疑われる事実について、虚偽の報告や隠ぺいをしてはならないと規定されています。
10	×	倫理規程違反行為を発見した場合に通報を義務付ける規定は、倫理規程にはありませんが、公務に対する信用を失墜させないためにも、倫理法等違反の疑いのある行為を発見した場合には相談・通報窓口へ相談・通報するなど、放置してはいけません。 通報により倫理法等違反行為が早期に認知されることで事態の深刻化を防ぎ、これにより、組織内外からの信頼の喪失を最小限に食い止め、早期の信頼回復が期待できます。 現在、全ての府省等及び倫理審査会に相談・通報窓口が設置されており、ほとんどの府省等では弁護士事務所など行政機関の外にも窓口（外部通報窓口）が設置されています。 倫理審査会の窓口（公務員倫理ホットライン）では、メール又は郵送で相談・通報を受け付けています。また、匿名の相談・通報も受け付けています。 相談・通報により、相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう、万全を期しています。 ※　倫理審査会への相談・通報は、検索エンジンで「公務員倫理ホットライン」と入力してアクセスしてください。